

平成 30 年 3 月 1 日

各 位

株式会社 北日本銀行

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社北日本銀行（頭取：柴田 克洋）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の規定に基づき、別紙のとおり「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、今後も、オープン・イノベーションの実現を図るため、電子決済等代行業者をはじめとする外部企業との連携・協働による付加価値の高いサービスの提供を通じて、お客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

以 上

### [ 問い合わせ先 ]

経営企画部（担当：小長根） TEL：019-626-6328

営業統括部（担当：畑 山） TEL：019-626-6379

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

### 1. 電子決済等代行業者（ 1 ）との連携及び協働に係る基本方針

当行は、お客さまの安心・安全を確保しつつ付加価値の高い金融サービスの提供を目指し、電子決済等代行業者との連携及び協働による新しいビジネスの創造を推進してまいります。

### 2. 更新系（ 3 ）API（ 2 ）の整備の可否および整備完了時期

当行は、更新系 API については、以下の通り整備を行います。

個人のお客さまの本人口座間の資金移動や収納資金の決済については、2019年3月を目途に必要な体制の整備を行う予定です。

個人のお客さまの他人口座への資金移動、及び、法人のお客さまについては、必要な体制の整備を行う予定ですが、対応時期等については未定です。

### 3. 参照系（ 4 ）API の整備の可否および整備完了時期

当行は、参照系 API については、以下の通り整備を行います。

個人のお客さまについては、2017年10月に、インターネットバンキング契約を前提としない「残高照会」や「入出金明細照会」に関する参照系 API（日付・時刻・通貨コードは独自の電文仕様）の整備を完了しておりますが、今後は電子決済等代行業者との間で連携及び協働が行えるよう、2019年3月を目途に必要な体制の整備を行う予定です。

法人のお客さまについては、必要な体制の整備を行う予定ですが、対応時期等については未定です。

### 4. API 連携に係るシステムに関する事項

当行は、「オープン API のあり方に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）による「オープン API のあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化にむけて - 」に記載の API 仕様標準、セキュリティ原則に則って API 連携に係るシステムの整備を行います。なお、整備に当たっては、当該システムの設計、運用及び保守を第三者（当行勘定系システムを構築している業者）に委託して構築する方針です。

### 5. その他参考となるべき情報

当行が提供する API の具体的な仕様などについては、当行ホームページ上で順次公開していく予定です。

## 6.本件に関する連絡先

当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は、以下のとおりです。

### 【営業統括部（営業企画グループ）】

電話番号：019-653-1111（代表） 平日9:00～17:00（土・日・祝日除く）

e-mail : api\_cooperation@kitagin.co.jp

- ( 1 ) 電子決済等代行業者 ... 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」）第二条第十八項に定める事業者。今後当行が定め、別途公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者に限る。
- ( 2 ) API ... Application Programming Interface の略であり、他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式
- ( 3 ) 更新系 ... 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為
- ( 4 ) 参照系 ... 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為

以 上